

中央大学学友会理工連盟委員会ネットワークシステム管理規定

第一条（目的）

本規定は、中央大学学友会理工連盟委員会（以下「理工連盟」という）に設置する中央大学学友会理工連盟委員会ネットワーク（以下「理工連盟ネットワーク」という）におけるパーソナルコンピュータ及びワークステーションによる情報システムに関する管理・運用に関わる必要事項を定めることにより、情報システムとその上で取り扱われるデータの安全性並びに信頼性を確保し、理工連盟所属の各部会がこの情報システムを円滑に使用できる環境を整えることを目的とする。

第二条（理工連盟ネットワーク構築の目的）

理工連盟ネットワークは、理工連盟に所属する各部会が情報ネットワークを通じ、部会の更なる発展と行動の場を広げ、内外の交流を促進させることを目的として構築される。

第三条（協議機関）

理工連盟ネットワークを管理・運用する為、理工連盟に理工連盟ネットワークプロジェクト委員会（以下「本委員会」という）を置く。本委員会は理工連盟常任委員会に属し、本委員会の範囲を超える内容に関しては、協議機関として理工連盟常任委員会に審議を委託する。

第四条（役員）

本委員会の円滑な運営を図る為に以下に掲げる各号の役員を置く。

- 1 委員長
- 2 副委員長
- 3 会計

第五条（委員長）

委員長は理工連盟常任委員会によって任命され、本委員会を統括する。

第六条（副委員長）

副委員長は理工連盟常任委員会によって任命され、委員長の補佐のほか、委員長不在の際にはその代行を勤める。

第七条（会計）

会計は理工連盟常任委員会によって任命され、本委員会の金銭管理及び運用を行う者とする。

第八条（管理・運用）

本委員会は前条に定める目的を達成する為に必要なハードウェア及びソフトウェアを整備し、その適切な管理運用を行う。このため管理・運用に関する基準を別途定める。

第九条（監査）

理工連盟常任委員会は、本委員会の運営及びその効率性を監査する。本委員会の運営に問題がある場合には、理工連盟常任委員会は本委員会が適切に運営されるよう介入することができる。また、理工連盟常任委員会が本委員会の委員が不相当と認めた場合は、その委員を解任することができる。但し、この際後任者を任命しなければならない。

第十条（規定の改廃）

本規定の改廃については理工連盟常任委員会が行う。

第十一条（雑則）

本規定の施行・審議に必要な事項は理工連盟常任委員会の承認を得てこれを定める。

附則

この規定は1997年5月13日から施行する。